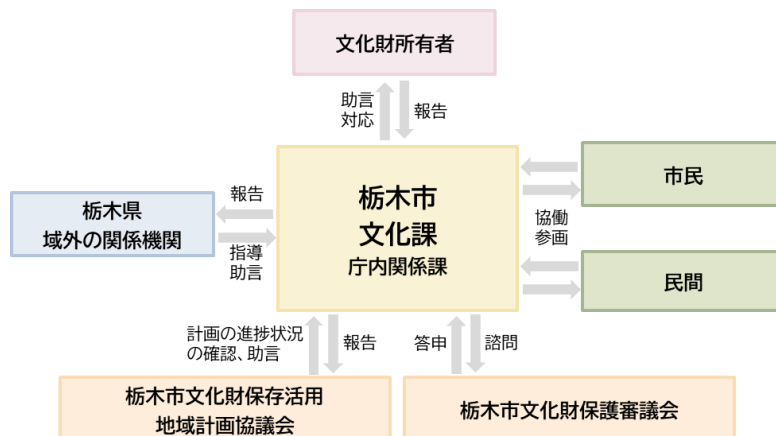


第9章 「栃木市の宝」の保存・活用の推進体制

1. 計画の推進体制

「栃木市の宝」の保存・活用のための推進体制を下記のとおり、整備します。



「栃木市の宝」の保存・活用の体制

行政（所管課）	
1	文化課 文化財係【主担当】 （職員5名（専門職員2名）） ・市史、文化財保護審議会、文化財の調査、指定、保護及び活用、埋蔵文化財、郷土資料の収集管理、歴史民俗資料館、下野国庁跡資料館、星野遺跡の施設に関すること。 文化振興係 ・芸術文化の振興、芸術文化団体の育成及び指導助言、文化会館、その他文化振興に関すること。
行政（市内関係課）	
2	総合政策課 ・市政の総合的企画及び調整、総合計画の策定、その他政策調整に関すること。
3	危機管理課 ・防災、その他危機管理に関すること。
4	地域政策課 ・地域づくり推進に関する企画及び調整、自治会との連絡調整及び支援、市民活動の支援、とちぎ市民活動推進センター、市民協働まちづくりファンド、その他地域づくり推進及び市民協働に関すること。
5	大平、藤岡、都賀、西方、岩舟地域づくり推進課 ・地域防災・防犯・交通安全の推進、地域イベント、栃木市観光協会各支部に関すること。
6	蔵の街課 ・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく事務、歌麿を活かしたまちづくり協議会、伝統的建造物群保存地区の保存及び活性化に関すること。
7	商工振興課 ・商工業振興の企画及び調整、商工会議所及び商工会に関すること。
8	観光振興課 ・観光資源の有効活用、栃木市観光協会に関すること。
9	都市計画課 ・都市計画法及び景観法に関すること。
10	教育総務課 ・教育政策の企画及び推進に関すること。
11	学校教育課 ・学校教育に関すること。

行政（庁内関係課）	
12	生涯学習課 ・生涯学習の推進、とちぎ未来アシストネットに関すること。
13	美術・文学館課 ・美術館及び文学館の展示、美術・文学作品等の調査・研究・収集及び保存、教育普及活動に関すること。
14	渡良瀬遊水地課 ・渡良瀬遊水地に関すること。
行政（教育委員会）の付属機関	
1	栃木市文化財保存活用地域計画協議会 ・文化財保護法第183条の9第1項の規定に基づき設置。 ・地域計画の作成及び変更に関する協議をする他、進捗確認を実施する。
2	栃木市文化財保護審議会 ・栃木市文化財保護条例の第42条により設置。市指定文化財の保護と活用を図るため、教育委員会の諮問に応じ審議会を開催し、審議結果を教育委員会に答申する。また、文化財の指定に関する調査を実施する。
所有者	
文化財所有者（「栃木市の宝」を所有・管理する方）	
市民	
市民（栃木市内に在住・在勤する方、栃木市内外に関わらず栃木市の歴史文化に興味・関心を持っている方 等）	
民間	
民間活動団体、各種団体 ・栃木市古文書研究会、栃木市観光ボランティア協会、NPO 法人とちぎ蔵の街職人塾、歌麿を活かしたまちづくり協議会、吹上地区まちづくり協議会歴史ロマン委員会、まちづくり実働組織「大平わいわいテラス（おおひら世間遺産プロジェクト）」、まちづくり実働組織「まちづくりネットワークつが」、渡良瀬遊水地ガイドクラブ、西方文化財愛護ボランティア、岩舟「我が事・丸ごと」小野寺北地域協議体、各まちづくり実働組織 とちぎ歴史資料ネットワーク ・文化財の救援及び復旧に関すること。 栃木市観光協会 ・観光振興事業の企画運営、情報発信による観光客誘致、特産品販売に関すること。 栃木商工会議所、大平町商工会、藤岡町商工会、都賀町商工会、西方商工会、岩舟町商工会 ・市内の商工業の振興、地域づくりに関すること。 企業 研究機関	
栃木県や域外の関係機関	
栃木県生活文化スポーツ部文化振興課 ・栃木県内の国指定、県指定等の文化財の保存・活用に関すること。 栃木県立博物館 ・栃木県内の歴史文化、自然に関する資料の収集、保存、調査研究及び教育普及に関すること。 栃木県立美術館 ・栃木県関係の美術資料、美術作家に関する調査研究、資料の収集・保存、展示普及に関すること。 栃木県立文書館 ・栃木県内の古文書・歴史資料等の収集・保存、調査研究、普及啓発に関すること。 公益財団法人とちぎ未来づくり財団埋蔵文化財センター ・栃木県内の埋蔵文化財の保護及び調査研究活動。 栃木県県土整備部栃木土木事務所 ・道路・河川の維持・管理、整備・工事にに関すること。 栃木警察署 ・防犯・事故防止、埋蔵文化財・鉄砲刀剣類の発見届に関すること。 栃木市消防本部 ・火災予防の啓発、指導に関すること。 国土交通省利根川上流河川事務所 ・渡良瀬遊水地に関すること。	

2. 計画の進捗管理と自己評価

地域計画の措置の推進にあたって、PDCA サイクル（計画・実施・評価・改善）の考え方のもとに、進捗管理を行います。

毎年度の措置の進捗管理は、自己評価を栃木市文化財保護審議会と栃木市文化財保存活用地域計画協議会へ報告し、地域計画の進捗状況や達成状況を諮ります。

前期計画期間の終了時に、地域計画に定める措置（第7章参照）の進捗状況の確認と中間評価を行います。計画期間の最終年度となる令和 15（2033）年度に計画の進捗状況を確認し、総合的に評価するとともに、必要に応じ地域計画を改訂します。

また、計画期間内であっても、社会情勢の変化や上位関連計画との関連性を踏まえ、計画内容の変更が必要になった場合は、計画の見直しを行います。

なお、軽微な変更の場合は、栃木県及び文化庁へ情報提供を行うことで足りませんが、以下に掲げる内容を変更する場合は、文化財保護法第 183 条の4及び文部科学省令に基づき、文化庁長官の変更認定を受けます。

【文化庁長官に変更の認定を受ける内容】

- ・計画期間の変更
- ・市の区域内に存する「栃木市の宝」の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

